

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01287

研究課題名（和文）複層的行為主体による実効的人権救済制度の構築に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Construction of the Effective Remedy System for Human Rights by Multi-Layered Actors

研究代表者

金子 匡良（KANEKO, Masayoshi）

法政大学・法学部・教授

研究者番号：50462073

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、人権救済制度について、それを司法的救済に限定することなく、行政的救済や立法的救済を含めた複層的なものとして捉え、実効的な救済を実現するためのあるべき救済制度の姿について研究した。

その結果、人権救済制度の実効性を担保するためには、単なる法的権利利益の補填だけではなく、人権侵害からの全人格的な「回復」が求められることを明らかにし、また、人権侵害を受けた当事者の回復力（レジリエンス）を支えるとともに、それを促す「気づき」（当事者の気づき＋社会的気づき）を喚起するための制度・政策が不可欠であることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、とかく裁判所による司法救済に偏りがちな人権救済制度論について、それだけでは被害者の全人格的な回復を図ることは困難であり、行政的救済や立法的救済、あるいは民間団体の取組等による複層的な人権救済制度を構築することが必要であることを明らかにし、実効的な人権救済制度の構築のための今後の方向性を示したという点において、学術的な意義のみならず、国や自治体の政策あるいは民間団体の取組の向上を図るといった社会的な意義がある。

研究成果の概要（英文）：In this study, we have studied the remedy system for human rights as a multi-layered system that is not limited to judicial remedies but includes administrative and legislative remedies, and the ideal system to realize effective remedies.

As a result, we clarified that, in order to ensure the effectiveness of the human rights remedy system, holistic recovery from human rights violations is required, rather than mere supplementation of legal rights and benefits, and that the resilience of the parties who have suffered human rights violations should be supported, and awareness of the parties and society that promotes such resilience should be aroused.

研究分野：憲法、人権法、人権政策

キーワード：人権救済制度 人権政策

1. 研究開始当初の背景

本研究は、これまでの人権救済論が司法救済に重点を置いてきたとの問題意識に基づき、人権救済に関する研究の幅を広げるためには、司法制度と行政制度という制度間の垣根をいったん捨象して、被害者がいかなる内容の救済を受けることが「実効的救済」につながるのかという「救済内容ベースの視点」に立って、救済方法や救済制度のあり方を探究することが必要なのではないだろうかという問いを立て、その解明を試みた。

2. 研究の目的

本研究では、人権侵害を受けた者の被害を効果的かつ永続的に解消するとともに、当該被害者が再被害を受ける可能性及び他の第三者が同様の被害を受ける可能性を最小化することを可能にする救済を「実効的人権救済」と位置づけ、そのような救済を実現するための具体的な方法論や、それを実行するにふさわしい救済制度のあり方を、司法制度/行政制度という枠組みに囚われることなく制度横断的に考究し、日本法に接続可能な「実効的人権救済の方法論」及び「実効的人権救済の制度論」のモデルを示すことを目的とした。

また、将来的には、「実効的人権救済」を実現するための制度・政策・主体・手続等を、既存の法制度の枠組み(国内法/国際法、公法/私法、国/自治体、ハード・ロー/ソフト・ロー等)に囚われることなく体系化する「人権救済システム論」ないし「人権政策論」の構築を目指すことを企図し、本研究をその序論的研究と位置づけた。

3. 研究の方法

本研究では、「実効的人権救済の方法論」及び「実効的人権救済の制度論」のモデルを考究するために、理論研究、制度研究、標準モデルの構築と日本法への接合可能性の検討という3段階の研究を行うことを予定し、理論研究では、人権の主体や歴史に関する法哲学的・法史学的研究も行った。なお、制度研究では、国内外の人権救済制度の現地調査を予定していたが、コロナ禍の影響で実施できなかった。

4. 研究成果

本研究は、研究代表者の金子、研究分担者の山崎・嘉藤の他、研究協力者として窪誠、鈴木尊紘、吉村顕真、濱田太郎、近江美保、小谷昌子、村元宏行の協力を得て研究を行い、その成果を『人権の法構造と救済システム』(法政大学出版社、2023年)にまとめ、刊行した。そこで明らかにした研究成果は以下の通りである。

(1)人権の主体

社会思想史の観点から、人権政策論において指定される人権主体とは、国家からの不可侵性を保つ「自律性」を持ちつつ、それと同時に傷つきやすさや弱さという「ヴァルネラビリティ」を身にまとう主体であることを提示した。その上で、こうした「二重体」としての人権主体が行う「自己決定」の重要性を主張した。

(2)憲法における人権救済の法理と政策

憲法における人権救済の問題点を「救済」観念の陥欠に見出し、それを克服するために、「救済を受ける権利」を憲法の中に定位することが不可欠であることを明らかにした。

(3)行政法における人権救済の法理と政策

国家活動によって受けた権利利益の侵害からの救済について、行政法の全体構造の観点から、「救済」とは何かについて検討した結果、国家活動の合憲性ないし適法性の確保において裁判所に求められる役割の発展あるいは拡大を導く新たな理論が必要であることを示した。

(4)不法行為法における人権救済の法理と政策

障害のある年少者の逸失利益算定論に関する判例を検討する中で、裁判所は当初、障害のある年少者には稼働能力がないとして逸失利益を否定してきたが、人間の価値平等が問われた東京高裁平成8年判決以降、議論の焦点を損害発生論から損害額算定論に移行させ、一定の逸失利益を認めるようになったことを指摘し、その上で、算定論による対応で逸失利益格差がある程度は是正されたが、根本的に是正するところには至っていないとの問題点があることを指摘した。

(5)国際経済法における人権救済の法理と政策

国際経済法における労働者保護のあり方を検討する中で、近年の地域経済統合では労働者保護の実体規定と紛争解決手続が規定されるようになってきていることを指摘し、また、米国もEUも普遍的な労働者保護を義務づけており、米国では侵害再発防止のための法令整備や技術支援等の人権侵害回復と被害者の人権救済の両立を、EUでは人権侵害回復を目的としていることを明らかにした。それを受けて、条約上の紛争解決手続は、国内行政的および司法的救済手続と相乗的に労働者保護に寄与していることを解明した。

(6)ジェンダー法における人権救済の法理と政策

女性に対する暴力問題の抜本的解決のため、国際人権法はジェンダー化された社会構造の変革にいかに取り組みることができるのかを検討し、構造変革的な措置をとることが女性差別撤廃条約締約国の義務であることを確認した。

(7) 医事法における人権救済の法理と政策

医療政策は人の身体や生命と密接にかかわるが、一度これらが侵害されると救済が困難であるとの観点から、医療により人身損害を被った被害者に対する無過失補償を成すふたつの制度を例にとり、医療や公衆政策分野における人権の保護や救済のあり方を考察した。

(8) 教育法における人権救済の法理と政策

学校教育における子どもの学習権保障について、その役割を担うべき教育行政制度の変遷と問題点を考察し、これを踏まえ、学校内部における子どもの人権侵害について校則、体罰、いじめによる侵害事例の実態と法理上の問題点を分析した。

(9) 大規模人権侵害をめぐる人権救済の法理と政策

人権政策論の観点から、原発事故国内避難者の受けた構造的な人権侵害からの救済と回復に関するこれまでの到達点と不十分な点を分析し、従来の法的救済論ではカバーしきれない部分については、人権政策論という「回復」の視点から、再検討する必要性を示した。

(10) 人権政策論の構築

本研究で展開された上記の各法分野からの分析を通じて、人権政策論の考察対象には、主として、人権侵害の要因（個別的要因と構造的要因）、人権救済制度の構築・運用、人権侵害の予防のための制度・政策、および人権政策の根幹をなす原理や思想、ないしはその土台となる人間観・歴史観・社会観という4領域があることが分かった。これらの4領域はそれぞれが独立したものではなく、相互に関連した複合的なものとして探究されなければならない。したがって、体系的な人権政策論を構築するためには、これらを複合的に考察・分析する必要がある。それを個々の分野ごとに示すと、以下のような成果と課題が浮かび上がった。

(a) 憲法における人権政策論

人権訴訟は他の訴訟手続を“間借り”して行わざるをえないが、その背景には「救済なき人権論」と問題が潜んでおり、その超克が不可欠であることが解明された。

(b) 行政法における人権政策論

行政訴訟制度における原告適格や処分性の認定、あるいは裁量統制のあり方は、行政や立法に投げ返され、将来的な人権侵害の予防として機能しうることが指摘された。

(c) 不法行為法における人権政策

損害賠償という伝統的な司法救済の方法を通じて実効的な人権救済を実現するためには、「人間の価値平等」という問題が本質的に重要であることが指摘された。

(d) 国際経済法における人権政策

人権と相容れないかに見えた国際経済法の枠組みの中に、近年、人権保護の視点が組み込まれつつあるという動態においては、市民社会の役割が重要であることが解明された。

(e) ジェンダー法における人権政策

女性差別撤廃条約における人権救済制度の運用においては、女性に対する暴力の根源にある構造的な要因という問題が実効的な人権救済制度の構築に不可欠であることが指摘された。

(f) 医事法における人権政策

人権侵害に対する事後的な救済制度としての補償制度は、被害が生じていない人にも意義のあるものであり、その意味で予防機能を併有するものであることが明らかにされた。それとともに、事後的な損失補償の限界も摘示され、将来の権利侵害の予防や再発防止のための制度論が、人権政策論の要であることが指摘された。

(g) 教育法における人権政策

学校教育の現場で生じた人権侵害に対する救済の限界の背景には、教員の労働環境の悪化や行政による教育統制の強化といった、構造的な要因があることが指摘され、個々の人権侵害の背後に横たわる問題群の並行的な考察の重要性が指摘された。

(h) 大規模人権侵害に関する人権政策

原発事故のような大規模人権侵害については、訴訟提起といった権利回復の負担を個々の被害者に負わせないようにする制度や政策、および将来的な予防のための制度や政策の構築の探究が、極めて重要であることが解明された。

本研究全体を通じて、人権救済制度の実効性を担保するためには、単なる法的権利利益の補填だけではなく、人権侵害からの全人的な「回復」が求められることを明らかになり、また、人権侵害を受けた当事者の回復力（レジリエンス）を支えるとともに、それを促す「気づき」（当事者の気づき＋社会的気づき）を喚起するための制度・政策が不可欠であることが解明された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 嘉藤亮	4. 巻 516
2. 論文標題 地方自治にかかわる判例動向研究 岩沼市議出席停止処分取消等請求事件最高裁大法廷判決	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 自治総研	6. 最初と最後の頁 86-106
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子匡良	4. 巻 4
2. 論文標題 優生思想と憲法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 障害法	6. 最初と最後の頁 77-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山崎公士	4. 巻 63
2. 論文標題 〔Book Review〕Kokusai Jinken Ho〔International Human Rights Law〕, by Kentaro Serita. Tokyo: Sinzansha, 2018	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 324-327
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嘉藤亮	4. 巻 53.1
2. 論文標題 アメリカの大都市圏における都市整備ガバナンス	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 神奈川法学	6. 最初と最後の頁 301-332
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山崎公士	4. 巻 92号
2. 論文標題 SDGsの光と影：「誰も置き去りにしない」?	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神奈川評論	6. 最初と最後の頁 65-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嘉藤亮	4. 巻 489号
2. 論文標題 地方自治にかかわる判例動向研究：君が代起立斉唱拒否による再任用等不合格事件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治総研	6. 最初と最後の頁 1-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子匡良	4. 巻 51巻3号
2. 論文標題 カナダ人権法の改革：2000年以降の法改正を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神奈川法学	6. 最初と最後の頁 49-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子匡良	4. 巻 758
2. 論文標題 立憲主義と憲法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 月刊自治研	6. 最初と最後の頁 18-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山崎公士	4. 巻 479
2. 論文標題 総括所見の意義と活用 障害者権利条約・第1回国家報告審査を終えて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 新ノーマライゼーション	6. 最初と最後の頁 2-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 山崎公士
2. 発表標題 人種差別撤廃基本法モデル案における人種等差別撤廃委員会のあり方
3. 学会等名 外国人権法連絡会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 金子匡良
2. 発表標題 優生思想と憲法
3. 学会等名 日本障害法学会研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 金子匡良
2. 発表標題 カナダ人権法の意義と機能
3. 学会等名 日本カナダ学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 金子匡良
2. 発表標題 憲法学から見た「ビジネスと人権」
3. 学会等名 国際法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 山崎公士
2. 発表標題 障害者権利条約の実施
3. 学会等名 日本障害法学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 朝治武、黒川みどり、内田龍史、金子匡良他	4. 発行年 2022年
2. 出版社 解放出版社	5. 総ページ数 550
3. 書名 現代の部落問題	

1. 著者名 川島 聡、菅原 絵美、山崎 公士	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 186
3. 書名 国際人権法の考え方	

1. 著者名 Shinji Higaki (ed.), Yuji Nasu (ed.), Masayoshi Kaneko et al.	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Cambridge University Press	5. 総ページ数 506
3. 書名 Hate Speech in Japan	

1. 著者名 金子 匡良、山崎 公士、嘉藤 亮(編)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 268
3. 書名 人権の法構造と救済システム	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	山崎 公士 (Yamazaki Kohshi) (80145036)	神奈川大学・公私立大学の部局等・名誉教授 (32702)	
研究 分担者	嘉藤 亮 (Kato Ryo) (90586570)	神奈川大学・法学部・教授 (32702)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 協力者	窪 誠 (Kubo Makoto)		

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	鈴木 尊紘 (Suzuki Takahiro)		
研究協力者	吉村 顕真 (Yoshimura Kenshin)		
研究協力者	濱田 太郎 (Hamada Taro)		
研究協力者	近江 美保 (Omi Miho)		
研究協力者	小谷 昌子 (Kotani Masako)		
研究協力者	村元 宏行 (Muramoto Hiroyuki)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------